

医療施設における障がいのある方への合理的配慮

座長集約

弘前大学医学部附属病院 成田 将崇
竹田総合病院 二瓶 秀明

2024年4月1日に障がいのある方への合理的配慮が義務化されたこともあり、日本診療放射線技師会では「聴覚障害者のための放射線部門におけるガイドライン」が改訂された。今回の企画では、このガイドラインを広く知って頂くために、ガイドライン改訂委員であった山形県立中央病院の佐藤晴美先生からガイドラインの説明と、先行施設として既に合理的配慮を取り組まれている杜の都産業保健会の鎌倉克行先生にご発表いただいた。

まず初めに、佐藤先生からは JART から公開されているガイドラインのダウンロード方法について説明して頂いた。まだご覧になっていない方はぜひ一度ダウンロードして確認して頂きたい。その後、ガイドラインの基となった障害者差別解消法についてご説明頂いた。法律は難しい言葉で書かれていることが多いが、具体例などを挙げて分かりやすく説明して頂いた。合理的な配慮の提供では、どのようにしたら、障がいの有無に関わらず同じようなサービスを受けられるか、また、障がいとなっている社会的障壁を除去できるかについて、個別の事案ごとに必要な対応を検討することが求められている。障がい者との対話を通じて相互の理解を深め、施設によっても可能な範囲で環境整備を進める必要があると感じた。

次に、鎌倉先生から e-検査ナビを活用した合理的な配慮の取り組みと題してご発表頂いた。障がい者とは障がい者手帳を持っている人だけではなく、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受けている全ての人を対象で、困っている受診者がいたら全員助けましょうという考えが必要だと述べられ、我々医療従事者としての心構えを教えていただいた。e-検査ナビのツールを使用することで聴覚障がい者だけでなく多言語にも対応可能で、すべての受診者に安心して同じ精度で検査ができるように取り組まれている。また、天井ディスプレイや携帯用タブレットを活用して、手話が分からない方等に対しても分かりやすい説明を行っていた。

ディスカッションではフロアーから活発な意見・質問があった。施設によってはすぐに対応可能なこととハード面などすぐに対応困難な場合もあり、まだまだ広く進んでいないと感じた。今回の企画をとおして、病院全体で障がいのある方への合理的な配慮が必要であり、放射線部門から積極的に働きかけていく必要があると感じた。最後に演者の先生方や、準備いただいた企画委員の皆様にご挨拶申し上げます。